

平成 25 年度 外部評価対象施策選定方針（案）

1 平成 25 年度 外部評価対象施策について

(1) 対象施策

第 7 次刈谷市総合計画の各基本方針に基づいた基本施策を対象とした評価を実施します。

(2) 対象理由

第 7 次刈谷市総合計画は、将来都市像の実現に向けて、5 つの分野、30 の基本施策からなる分野別計画を策定し、各分野における施策を推進しています。総合計画の進行管理としての役割をもつ施策評価では、30 の基本施策を対象とするのが最も適していると考えられます。

2 対象施策の選定方法

- (1) 第 1 回刈谷市行政評価委員会において、総合計画に位置づけられる全 30 の基本施策の中から、各委員の意見を基に外部評価の対象施策とする 8 施策 を決定します。

3 対象施策選定の際の視点

- (1) 平成 24 年度の市民意識調査の結果、重要度の高い施策
- (2) 平成 24 年度の市民意識調査の結果、満足度の低い施策
- (3) 重点的取組を行っているが、平成 24 年度の市民意識調査の結果、重要度が低い施策
- (4) 平成 22 年度の市民意識調査と比較し、平成 24 年度の市民意識調査の結果、満足度が下がった施策
- (5) 現在の社会情勢や刈谷市の地域性を考慮し対象とすべき施策 など

4 事務局意見

- (1) 5 つの基本方針に対して、一定の基本方針に偏らない選定を実施する。
- (2) 施策責任部署に偏りが生じないように対象施策を選定する。
- (3) 平成 24 年度の市民意識調査の結果、満足度の高い施策より低い施策を優先する。

5 外部評価対象施策の絞り込み

- (1) 各基本方針で下記のとおり選定数を設定しました。

基本方針	基本施策数	外部評価対象施策数
基本方針 1 都市環境分野	8 施策	2 施策
基本方針 2 教育分化分野	6 市策	2 施策
基本方針 3 産業振興分野	3 施策	1 施策
基本方針 4 福祉安全分野	9 施策	2 施策
基本方針 5 計画推進分野	4 施策	1 施策
計	30 施策	8 施策

- (2) これまでの内容を基に、事務局において 30 施策⇒16 施策への絞り込みを行いました。（別紙 網掛け部分参照）